

## 【分類12-1 可燃ごみの処理区域割】について

## 1 調整内容

ごみ処理広域化後は黒石地区清掃施設組合の環境管理センターを廃止し、弘前地区環境整備事務組合の環境整備センター及び南部清掃工場を使用することが決定しているが、可燃ごみについては両施設で処理可能であるため、施設の処理能力及び各市町村の意向を勘案したうえで、各施設における可燃ごみの処理区域を定めるもの。

## 2 各市町村の意向と施設処理能力について

## ①可燃ごみ（行政委託分）の搬入先に係る現状と広域化後の意向

市町村名	現状	搬入を希望する施設
弘前市	弘前地区環境整備センター 及び南部清掃工場	弘前地区環境整備センター 及び南部清掃工場
黒石市	環境管理センター	弘前地区環境整備センター
平川市（平賀・碓ヶ関）	南部清掃工場	南部清掃工場
〃（尾上地区）	環境管理センター	南部清掃工場
藤崎町（藤崎地区）	弘前地区環境整備センター	弘前地区環境整備センター
〃（常盤地区）	環境管理センター	弘前地区環境整備センター
大鰐町	南部清掃工場	南部清掃工場
板柳町	弘前地区環境整備センター	弘前地区環境整備センター
田舎館村	環境管理センター	弘前地区環境整備センター
西目屋村	弘前地区環境整備センター	弘前地区環境整備センター

## ②施設処理能力と処理量推計

組織(施設) 区分	弘前地区環境整備事務組合		黒石地区清掃施設組合
	環境整備センター	南部清掃工場	環境管理センター
施設処理能力	約 60,000 t /年	約 33,000 t /年	約 25,000 t /年
処理実績 (R1)	46,121 t /年	25,943 t /年	19,468 t /年
処理量推計 (R8)	49,779 t /年	24,652 t /年	—

⇒各市町村の意向どおりに受入処理が十分可能

## 3 調整方針案

可燃ごみ（行政委託分）について、弘前地区環境整備センターで処理する区域は弘前市、黒石市、藤崎町、板柳町、田舎館村、西目屋村とし、南部清掃工場で処理する区域は弘前市、平川市、大鰐町とする。なお、その他の可燃ごみについては2施設で処理する。